

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること」について

平成22年8月

労働基準局安全衛生部計画課(高崎課長)[主担当]

労働基準局安全衛生部安全課（田中課長） [施策小目標1、4関連]

労働基準局安全衛生部労働衛生課（鈴木課長） [施策小目標2、3関連]

労働基準局安全衛生部化学物質対策課（半田課長） [施策小目標3、4関連]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること												
	1	2	3	4	5	6	7	8				
施策大目標分野	労働条件の確保改善	安全・安心な職場作り	と復帰の促進等を図ること	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会	勤労者生活の充実を図ること	な就業環境を整備	均等待遇の確保を推進するとともに、在宅就労及び家内労働者の適正	パートタイム労働者の形成を促進すること	安定した労使関係等の促進を図ること	個別労働紛争の解決の促進を図ること	を図ること	労働保険適用徴収業務の適性かつ円滑な実施

施策中目標

1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
---	---

※ 並立する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

（関連施策）

特になし。

（予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

（一般会計）

- （項）厚生労働本省共通費：厚生労働本省一般行政に必要な経費（一部）
審議会等に必要な経費（一部）
- （項）独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費：独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金（全部）
- （項）都道府県労働局共通費：都道府県労働局一般行政に必要な経費（一部）

（労働保険特別会計 労災勘定）

- （項）労働安全衛生対策費：労働安全衛生対策に必要な経費（一部）
- （項）独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費：独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費（全部）
- （項）独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費：独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備に必要な経費（全部）
- （項）社会復帰促進等事業費：被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費（一部）
- （項）業務取扱費：保険給付業務に必要な経費（一部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）労働者の安全確保対策の充実を図ること
- （施策小目標2）労働者の健康確保対策の充実を図ること
- （施策小目標3）職業性疾病の予防対策の充実を図ること
- （施策小目標4）労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

(予算)

(一般会計)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	908 (※)	915 (※)	904 (※)	878 (※)	676 (※)

(労働保険特別会計労災勘定)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	23,219 (※)	20,585 (※)	19,914 (※)	21,252 (※)	17,927 (※)

※上記予算額には、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の運営費交付金及び施設整備費が含まれています。

※当該施策に係る決算額は算出しておりません。

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び第11次労働災害防止対策（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、重篤な労働災害が多く発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図っています。

また、事業者健康診断の実施や産業医の選任等を義務付けることにより、労働者の健康確保を図っています。

さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進しています。

※労働災害

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他の業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること。（労働安全衛生法第2条第1号）

※労働安全指導業務

本省において企画立案した政策に基づき、都道府県労働局が地域の産業構造を踏まえた安全衛生業務計画を作成し、各労働基準監督署に全国斉一的な実施事項について指示しています。各労働基準監督署では、都道府県労働局からの指示に基づき、安全衛生担当職員や労働基準監督官が事業者に対して個別指導を行ったり、監督指導等を行っています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

○労働災害防止対策

労働災害の発生状況は、長期的には、減少傾向にありますが、依然として休業４日以上の死傷者数は年間 10 万人を超えており、引き続き労働災害の減少を図っていく必要があります。また、経済がグローバル化し、産業構造、就業構造、産業現場が急速に変化してきている中においては、従来の手法のみではなく、新しい災害防止対策を検討する必要があります。

○定期健康診断における有所見率の改善

定期健康診断における有所見率は年々増加しており、健康診断結果に基づく健康管理措置を実施するとともに、職場における健康づくり対策を実施する必要があります。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

- 平成 19 年に、総務省による労働安全等に関する行政評価・監視により、労働安全等に関する規制の改革を推進すること等について指摘を受けました。
→現在、継続して改善に取り組んでいます。

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働災害による死亡者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	1,514	1,472	1,357	1,268	1,075
達成率		—	—	—	93.4%	84.7%
2	休業4日以上之死傷者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	120,354	121,378	121,356	119,291	105,718
達成率		—	—	—	98.2%	88.6%
3	定期健康診断における有所見率（%）（増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること/平成24年）	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1～3は、労働基準局安全衛生部調べ 指標1及び2の達成率は、（実績値/目標値）×100（%）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となります。 指標3は、達成水準が数値ではないため、達成率は算出できません。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	定期監督等の実施件数（件）	122,734	118,872	126,499	115,993	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 参考統計1は、労働基準局監督課の調べ 						
※定期監督（毎月一定の計画に基づいて実施する監督）						

（指標の分析：有効性の評価）

○指標 1， 2 は、目標を上回っています。

→最近は景気の悪化に伴い工事が減少しているため、労働災害が増加しにくい状況にはありますが、安全衛生対策の効果があったと評価できます。

○指標 3 は、目標を達成していません。

→引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要です。

（効率性の評価）

労働災害防止対策については、業種、事業場規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策を5年ごとに決定するとともに、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施していると評価できます。

また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を把握した場合については報告を行うように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組を図っていると評価できます。

（今後の方向性）

○労働災害防止対策

業種、事業規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策を引き続き実施するとともに、労働災害が長期的に減少している要因として考えられる、事業者が自主的に行うリスクアセスメント※1や労働安全衛生マネジメントシステム※2といった、先取り型の安全衛生対策が事業場において展開されるよう都道府県労働局に指示を行っていく必要があると考えています。

※1 リスクアセスメント

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減策の決定、記録の一連の手順をいいます。

※2 労働安全衛生マネジメントシステム

事業場における労働安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の a～d に掲げる活動を自主的に行うものをいいます。

- a 安全衛生に関する方針の表明
- b 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- c 安全衛生に関する目標の設定
- d 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

○定期健康診断における有所見率の改善

事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組んでいますが、脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質、血圧等による有所見率が増加しています。（労働基準局安全衛生部調べ）

→有所見の改善のためには、事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業転換や労働時間短縮等の事後措置等の実施等を指導又は周知啓発するなどの取組を強化しているところです（「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について（平成２２年３月２５日 基発０３２５第１号）」）。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（１）施策小目標１「労働者の安全確保対策の充実を図ること」関係

（指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	機械設備による労働災害件数 （単位：人）（平成19年と比 して減少させること/毎年）	36,716	35,678	34,679	33,215	28,073
達成率（平成19年度比）		【 - 】	【 - 】	【 - 】	96%	81%
2	墜落・転落による死亡者数 （単位：人）（平成19年と比し て減少させること/毎年）	339	353	361	311	289
達成率（平成19年比）		【 - 】	【 - 】	【 - 】	86%	80%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、労働基準局安全衛生部調べ ・指標1及び2の目標達成率は、（各年における実績値／H19年における実績値）×100（％）で算出していますが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となります。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	建設業における総合的労働災害防止対策推進事業の利用状況（単位：回）					
	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会の実施	77	74	103	106	85
	② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールの実施	635	635	753	864	987
	③ 手すり先行工法による工事实施のための総合的支援	38	45	45	221	199
2	機械のリスクアセスメントの実施率（％）	-	-	-	-	74
	建設業における労働災害の死	497	508	461	430	371

3	亡者数（単位：人）					
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考統計１～３は労働基準局安全衛生部調べ						

（事務事業等の概要）

○機械災害防止対策

機械災害は、労働災害の約３割を占めており（労働者死傷病報告より）、後遺症が残る重篤な災害も多くなっています。このため、労働安全衛生規則（昭和４７年９月３０日労働省令第３２号）による規制のほか、危険性の高い機械の種類ごとに構造規格や労働災害防止対策ガイドラインを策定するなど個別対策を行うとともに、全ての機械について機械メーカーと機械ユーザーがそれぞれリスクアセスメントを行うとともに、発生した災害情報や、保護対策を講じた後にも残る機械の危険情報等の情報の交換をすることにより、機械のリスクの低減を図ることを目的とした「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成１９年７月３１日基発第０７３１００１号）（以下、「包括指針」という。）の普及・定着を図っています。

包括指針に基づく機械のリスクアセスメントの実施については、都道府県労働局や労働基準監督署を通じて機械メーカーや機械ユーザーに対し周知、指導を行うとともに、ノウハウが不足しているなどで取り組みが遅れている機械メーカーが自社の製品のリスクアセスメントに取り組むよう、マニュアルを作成しその普及・定着を図っています。また、機械ユーザーによる機械のリスクアセスメントが行いやすいように、機械メーカーから機械ユーザーへの機械の危険情報の提供方策について検討を進めています。

○建設業における労働災害防止対策

建設業の特徴として、発注者、大手ゼネコン、中小ゼネコン及び零細な専門工事業者等の重層下請構造がみられます。建設業における労働災害の死亡者数は全産業の３割強を占めており、これを防止するために、それぞれの事業主が実施すべき災害防止対策について労働基準監督署等において指導等を行うとともに、建設業における総合的労働災害防止対策推進事業により、専門工事業者等の安全管理能力を向上させるための支援等を行っています。

また、建設業の死亡災害の４割を占める墜落・転落災害の防止対策については、都道府県労働局や労働基準監督署による指導や支援事業により重点的に取り組んでいます。

（評価と今後の方向性）

○機械災害防止対策

機械による労働災害は平成１９年の３４，６７９件から平成２１年の２８，０７３件と減少（労働者死傷病報告より）しており、また、機械メーカーの「包括指針」についての認知度は、平成１７年の６１％から平成２１年の８４％に増加していることから、労働基準監督署等による指導や事業が一定の成果を上げているものと思われます。

平成２２年度については、厚生労働省において労働基準局長参集の「機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会」を開催し、機械の危険情報の提供のあり方に関する方向性をまとめ、これまでの議論をさらに醸成させ、その結果を労働政策審議会に諮ることとしています。

また、今後においては、機械メーカーや機械ユーザーからは、機械のリスクアセスメントの実施に当たっての具体的な支援を求める声が多いことから、機械の危険情報の提供方法と当該情報をもとにしたリスクアセスメントの実施についての研修を行うなど具体的な支援等を検討しています。

○建設業における労働災害防止対策

労働基準監督署等による指導等や建設業に係る事業者の安全管理能力の向上等を図ってきた事業が一定の成果を上げていることや、平成２１年６月には労働安全衛生規則を改正し、足場等における規制を強化するとともに、「より安全な措置」として手すり先行工法等の普及を図っていることから、建設業における死亡災害は平成１９年の４６１人から平成２１年の３７１人と減少（平成２１年労働災害発生状況（確定値）より）しています。

一方で、墜落・転落災害による死亡者数は、減少傾向にあるものの、依然として建設業全体の約４割を占めていることから、今後の方向性としては、建設業界や労働災害防止団体等の自主的な活動が一層推進されるよう指導・援助していくとともに、緊急性の高い墜落・転落災害防止対策に特に重点をおいた事業を展開することを検討しています。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

(2) 施策小目標2「労働者の健康確保対策の充実を図ること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合（％） （50％／H24年）	－	－	33.6	－	－
達成率		－	－	－	－	－
5	定期健康診断等において異常の所見があった労働者がいる場合に、その結果に基づく健康管理のための事後措置を行った事業所割合（％） （H19年と比して増加させること／H24年）	－	－	84.5	－	－
達成率		－	－	－	－	－
6	10人以上規模事業所における「全面禁煙」、「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所割合（％） （H19年と比して増加させること／H24年）	－	－	46	－	－
達成率		－	－	－	－	－
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標4及び5厚生労働省が実施している労働者健康状況調査は、5年に一度の調査のためH19年の数値のみ。 指標6（労働者健康状況調査より算出）は、5年に一度の調査のためH19年の数値のみ。 						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
7	メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数（10,000件／H21年度）	－	－	－	－	8,444
達成率		－	－	－	－	84.4%

8	事業者等からのメンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数（100,000回/H21年度）	—	—	—	—	153,608
達成率		—	—	—	—	153.6%
9	地域産業保健センターにおける窓口利用者数（80,948人以上/H21年度）	68,814	74,169	79,304	80,911	集計中
達成率		85.0%	91.6%	98.0%	99.9%	【 - 】
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標7及び8は、平成21年度新規事業のため、平成21年度の数値のみを記載しています。						

（事務事業等の概要）

○メンタルヘルス対策支援センター事業

地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関としてメンタルヘルス対策支援センターを全国47都道府県に設置し、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰まで職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援しています。

○メンタルヘルス・ポータルサイト事業

厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供しています。

○地域産業保健センター事業

産業医の選任義務のない小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国約300カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施しています。

○受動喫煙防止対策

職場における労働者の受動喫煙を防止するため、検討会を開催して所要の検討を行い、検討会報告書を取りまとめました。

○定期健康診断における有所見率の改善

労働者の健康の保持増進対策を推進し、定期健康診断における有所見率の改善が促進されるよう、関係団体に対し、有所見率改善に向けた具体的な取組の事例を周知するとともに、都道府県労働局に対して取組の要請等を行うよう指示しました。

（評価と今後の方向性）

○メンタルヘルス対策について

職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約６割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加しています。また、自殺者は１２年連続３万人を突破しているが、そのうち約３割が労働者となっており（警察庁調べ）、職場のメンタルヘルス対策は極めて重要な課題です。

このため、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合を５０％とすることを目標として取組を進めています。アウトカム指標（指標４）の最新の数値が得られていないため、現時点において評価を行うことはできませんが、目標の達成に向け、労働基準局長参集による「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」において、メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因について、働く方や職場環境に対して適切な対応が実施されるよう職場におけるメンタル不調者の把握方法や、把握後適切に対応するための実施基盤の整備について検討を行っているところであり、報告書の取りまとめ後、労働政策審議会での議論を開始することとしています。

○定期健康診断における有所見の改善について

職場における脳・心臓疾患の発生防止の徹底及び職業性疾病としての熱中症等の予防を図るためには、定期健康診断における有所見の改善に取り組むことが重要です。

有所見の改善のためには、事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業転換や労働時間短縮等の事後措置等の実施等を指導又は周知啓発するなどの取組を強化しているところです（「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について（平成２２年３月２５日 基発０３２５第１号）」）。

○職場における労働者の受動喫煙対策について

職場における労働者の受動喫煙を防止するため、労働基準局長参集による「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」を開催して検討を行ったところであり、検討会報告書を踏まえ、労働政策審議会での議論を開始したところです。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

(3) 施策小目標3「職業性疾病の予防対策の充実を図ること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
10	じん肺新規有所見者数（人） （平成19年と比して減少させること／毎年度）	253	252	264	244	233
達成率（平成19年比）		—	—	—	92.4%	88.3%
11	化学物質に係る業務上疾病者数 （単位：人） （平成19年と比して減少させること／毎年）	306	320	258	220	191
達成率（平成19年比）		—	—	—	85.3%	74%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標10は、労働基準局安全衛生部調べ ・指標11は、休業4日以上死傷者数。労働基準局安全衛生部調べ ・指標10及び11の達成率は、（各年における実績値/H19年における実績値）×100（％）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100％以下で目標達成となります。 						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
12	じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドラインに関する研修受講者数（人） （270人以上/H21年度）	330	302	262	286	317
達成率		122.2%	111.9%	97.0%	105.9%	117.4%
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	吹付け石綿除去作業に係る計画届及び石綿除去作業に係る作業届出件数（単位：件）	7,879	18,725	12,467	10,101	9,373
2	石綿障害予防規則に係る違反件数（単位：件）	513	438	268	P	P

3	リスク評価結果に基づき規制を強化した化学物質			ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチル	ニッケル化合物、砒素及びその化合物	(有害物ばく露作業報告様式の改正)
4	粉じん作業の適用事業所数(単位:事業所)	42,812	43,269	42,663	43,183	42,371
5	粉じん作業従事労働者数(単位:人)	367,383	420,343	419,456	456,936	415,228
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1については、労働基準局安全衛生部調べ ・指標2については、労働基準局監督課調べ ・指標4,5については、労働基準局安全衛生部調べ						

(事務事業等の概要)

○職場における化学物質のリスク評価推進事業

発がん性等の有害性が指摘されている化学物質について、委託事業において当該化学物質のばく露実態調査を行うとともに、有害性評価書を作成しています。国においては、その結果をもとに、リスクの高い化学物質について、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等による規制を行っています。

○じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発事業

じん肺の健康管理対策の一層の推進を図るため、衛生管理者等に対する研修を実施し、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」の普及啓発を行っています。

(評価と今後の方向性)

○職場における化学物質のリスク評価推進事業

ばく露実態調査と有害性評価書に基づく化学物質のリスク評価を着実に推進し、その結果に基づき、参考統計3の化学物質について規制を強化する政省令改正も行っており、労働者の健康障害の防止に寄与していると考えられます。平成21年度はこれまでの取組の自己評価を行い、ばく露評価の手順を明確化すべく、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」を策定したところであり、今後もこの取組を着実に実施していく必要があると考えています。

なお、強い有害性が明らかになった物質、社会的に問題となった物質等について、緊急的・集中的にリスク評価を行うことも必要と考えています。

○職場における化学物質管理の今後のあり方について

職場における化学物質管理に関しリスクに基づく管理の推進について検討するため、労働基準局長参集による「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」を開催して検討を行ったところであり、検討会報告書を踏まえ、労働政策審議会での議論を開始したところ
です。

○じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発事業

平成 21 年において、粉じん作業の適用事業所数は 42,371 事業所、粉じん作業従事労働者数は、415,228 人となっています。（労働基準局安全衛生部調べ）

新たにじん肺所見が見つかる労働者の人数は、昭和 55 年の 6842 人から平成 21 年の 233 人と長期的には大幅に減少してきています（労働基準局安全衛生部調べ）が、近年は横ばい状況が続いており、じん肺の進行の防止と健康管理対策の一層の推進の観点から、衛生管理者等に対するじん肺についての教育を引き続き行うことが必要と考えています。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

(4) 施策小目標4「労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
13	製造業等特に安全管理を要する業種の事業場におけるリスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査等）の実施率（化学物質に関する調査等を除く。）（単位：％） （平成20年度と比して増加させること/毎年度）	－	－	－	35.4	37.5
達成率（平成20年度比）		【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	105.9%
14	化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修受講者が化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合 （90％以上/毎年度）	－	－	85%	80.2%	73.8%
達成率				106.3%	89.1%	82.0%
15	化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修が有用・有効であったとする割合 （90％以上/毎年度）	－	－	－	99.0%	92.3%
達成率		【 - 】	【 - 】	【 - 】	110.0%	102.6%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標13、労働基準局安全衛生部調べ 当該指標の調査開始が平成20年4月1日以降のため、平成20年3月以前の数値はありません。平成20年度は平成20年4月から同年12月までの集計値となっています。 指標14及び15は労働基準局安全衛生部調べ 指標14の「化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修」は、中央労働災害防止協会が事業場の化学物質管理の担当者を対象として実施したものです。 						
アウトプット指標						

		H17	H18	H19	H20	H21
16	労働安全コンサルタント等によるリスクアセスメントの実施の支援（500 事業場）	549	472	470	507	512
達成率		【 - 】	【 - 】	【 - 】	101.4%	102.4%
17	事業対象団体におけるリスクアセスメント相談員の養成（47 人）	—	—	—	72 （ビルメン テナンス業）	76 （自動車整 備業）
達成率		【 - 】	【 - 】	【 - 】	153.2%	161.7%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標 16 及び 17 は、労働基準局安全衛生部調べ ・指標 16 の「労働安全コンサルタント」とは、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全水準の向上を図るため、事業場の安全について診断及びこれに基づく指導を行う者 ・指標 17 のリスクアセスメント相談員とは、対象事業に関連する業界団体の地方支部等でリスクアセスメントに関する指導及び相談に対応する者 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	事業場に対する多様な安全衛生情報の提供状況（安全衛生情報センターのインターネットアクセス件数）（単位：万件）	1,170	1,580	1,862	2,178	3,151
2	化学物質管理支援事業の利用状況（化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修受講者数）（単位：人）	1,285	2,214	2,365	1,185	1,236
3	労働安全衛生コンサルタント等による支援を受けた事業場のうち、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合	—	—	—	98.1	97.7
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考統計 1～3 は、労働基準局安全衛生部調べ ・参考統計 1 の安全衛生情報センターでは、労働災害防止に関する情報を幅広く関係者に提供・普及させるとともに、労働災害防止対策の重要性を認識できる安全衛生教育を実施し、関係者の安全衛生意識の高揚等を図るため、厚生労働省委託事業として、ホームページ上での安全衛生に関する情報の提供、安全衛生教育の普及啓発、インターネット上でリスクの見積もり等が 						

可能な支援の提供等の事業を実施しています。

ホームページアドレス：<http://www.jaish.gr.jp/index.html>

（事務事業等の概要）

○化学物質管理支援事業

事業者による化学物質の自主的管理を促進するため、化学物質のリスクアセスメント（危険性又は有害性の調査等）の普及や事業場の管理能力向上を目的として、化学物質のGHS（化学品の分類及び表示に関する国連勧告）分類の実施及びGHSに対応したモデルMSDS（化学物質等安全データシート）の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修（22年度はカリキュラム・教材開発）、化学物質リスクアセスメントの事例集作成等を行っています。

（注）MSDS（化学物質等安全データシート）：化学物質の危険性または有害性、取扱い上の注意等を記した文書

○中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業

技術革新のスピードが速い現代において、労働災害を予防するためには、法令で定める最低基準である安全措置を講じるだけでなく、事業者が自主的に作業現場にある様々な危険・有害要因を特定しそれが要因となって発生するおそれのある労働災害のリスクを評価して対策を講じるリスクアセスメント等の実施が重要です。リスクアセスメントの実施の促進については、都道府県労働局や労働基準監督署により事業場に対し指導等を行うとともに、製造業や第3次産業の各業種（平成21年度は自動車整備業）について中小事業場が活用できるマニュアルを作成し、研修会を開催する等の支援を行ってきました。

また、リスクアセスメント等の安全衛生活動についてのノウハウが十分でないことで重篤な労働災害を発生させている中小事業場については、労働安全コンサルタント等の専門家によってリスクアセスメント等を導入するに当たっての専門的・技術的な支援等を行っています。

（評価と今後の方向性）

○化学物質管理支援事業

研修事業について、「リスクアセスメントに取り組む割合」が年々低下してきており、21年度は目標を達成しませんでした。これは、化学物質のリスクアセスメントは難解で実施困難とされていることが考えられます。このため、中小事業場においても簡易にリスクアセスメントに取り組むことのできる手法を開発・普及する必要があると考えています。

○中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業

労働安全コンサルタント等によるリスクアセスメント等の導入のための専門的・技術的な支援等を受けた事業場については、支援前はその実施率が23.6%であったものが、支援後には55.2%の事業場において定着しており、また、未実施の事業場のうち、75.1%の事業場が

リスクアセスメントに取り組む予定としており、事業が成果を挙げていると考えられます（当該事業の一環として実施したアンケート結果より）。しかしながら、リスクアセスメントの実施率は38%程度であり一層の普及促進のための指導や支援事業の充実が必要です。特に、中小規模事業場においては、リスクアセスメントの具体的な実施手法についてノウハウが十分でないことや経済的な事情等もあることから、引き続き、専門家による専門的・技術的な支援を行っていくこととしています。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
毎年1回 (不定)	労働安全衛生特別調査	5年を1周期として、毎年調査テーマを変えて、調査を行っています。	各事業の運営へ活かす
H22年 1月から同年7 月まで	職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会	職場における化学物質管理の今後のあり方について、有識者による検討を行いました。	職場における化学物質対策に反映予定
H22年 6月から同年7 月まで	機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会	機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方について、有識者による検討を行いました。	機械災害防止対策に反映予定
H22年 5月から随時	職場におけるメンタルヘルス対策検討会	職場におけるメンタルヘルス対策の充実のための具体的な方法について、有識者による検討を行っています。	職場におけるメンタルヘルス対策に反映予定
H21年7 月から H22年5 月まで	職場における受動喫煙防止対策に関する検討会	職場における受動喫煙防止対策の具体的な方法について、有識者による検討を行いました。	職場における受動喫煙防止対策に反映予定
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに公表しています。 http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）※見直し中であり予算が確定していないため
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・増員（メンタルヘルス関係等）

新成長戦略において、目標が定められ、更なる取組が必要な対策、専門家による検討会の報告により、新たな取組が必要とされた対策等について、次年度の実施事項及び体制について検討し、現状の体制では、実施が難しい対応部署について定員要求を実施した。

(4) 指標の見直しについて

特になし

8. 有識者の知見の活用について

- 労働政策審議会安全衛生分科会の公益委員など学識経験者1名の意見を聞く予定です。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

- 第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/index.html>

- 総務省による行政評価・監視に基づく勧告

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

（総務省行政評価局ホームページ）

- 労働災害に関するデータ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

○こころの耳ホームページ

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

○労働安全衛生法

http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=ourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%98%4a%93%ad%88%c0%91%53%89%71%90%b6%96%40&EFSNO=837&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=0

○機械の包括的な安全基準に関する指針

http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8b%40%8a%42%82%cc%95%ef%8a%87%93%49%82%c8&EFSNO=6824&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=8

○受動喫煙防止対策の検討会の報告書

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/dl/s0526-8a.pdf>

○特定化学物質障害予防規則

http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=ourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93%c1%92%e8%89%bb%8a%77%95%a8%8e%bf%8f%e1%8a%51%97%5c%96%68&EFSNO=847&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=9

○労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0115-4.html>

○じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-38/hor1-38-3-1-0.htm>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別図 政策体系（Ⅲ－２－１）

別表 1－1 「機械包括安全指針に基づく機械の使用上の情報の提供促進事業」
（事業評価シート）

別表 1－2 「建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業」
（事業評価シート）

別表 2－1 「メンタルヘルス対策支援センター事業」（事業評価シート）

別表 2－2 「メンタルヘルス・ポータルサイト事業」（事業評価シート）

別表 2－3 「地域産業保健センター事業」（事業評価シート）

別表 3－1 「じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発事業」（事業評価シート）

別表 3－2 「職場における化学物質のリスク評価推進事業」（事業評価シート）

別表 4－1 「化学物質管理支援事業」（事業評価シート）

別表 4－2 「中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】			
III-2-1	労働基準局安全衛生部計画課(計画課長:高崎)	III-2-1 安全・安心な職場づくりを推進すること	III-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること		<施策中目標に係る指標>					
					1 労働災害による死亡者数	平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年(注)かつ前年と比して減少させること/21年・22年	1,268人(H20年)【93.4%】 /1,075人(H21年)【84.7%】			
					2 休業4日以上 ¹ の死傷者数	平成19年と比して15%以上減少させること/平成24年(注)かつ前年と比して減少させること/21年・22年	119,291人(H20年)【98.3%】 /105,718人(H21年)【88.6%】			
					3 定期健康診断における ¹ の有所見率	増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること/平成24年(注)	52.3%(H21年)【-】			
					<施策小目標に係る指標>					
					1 労働者の安全確保対策の充実を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進 交通労働災害等防止対策の推進事業 林業における作業変化に対応した安全対策の推進 派遣労働者の安全衛生対策の促進事業 製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進事業 機械設備に係る表示制度、情報提供等の検討 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 	機械設備による労働災害件数	平成19年と比して減少させること/平成21年・22年	33,762人(H20年)【97%】 /28,073人(H21年)【81%】	
							墜落・転落による死亡者数	平成19年と比して減少させること/平成21年・22年	311人(H20年)【86.1%】 /289人(H21年)【80%】	
					<施策小目標に係る指標>					
					2 労働者の健康確保対策の充実を図ること	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策支援センターの機能拡充 メンタルヘルス対策に係るポータルサイトの開設 自発的健康診断受診支援事業 健康診断におけるデジタルレントゲン撮影に関する研修経費 労働者の健康の保持増進事業 産業医の実践的な能力向上のための研修の実施 胸部デジタルレントゲン機能搭載検診車の機器整備助成金 地域産業保健センターの整備事業 小規模事業場産業保健活動支援促進事業 産業保健関係者に対する事業場における感染症の対策に関する教育の実施 新型インフルエンザに関する事業者への研修事業 快適職場形成促進事業 受動喫煙防止対策 有所見率の改善対策 	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	50%/平成24年	33.6%(H19年)【-】	
							定期健康診断等において異常の所見があった労働者がいる場合に、その結果に基づく健康管理のための事後措置を行った事業所割合	平成19年と比して増加させること/平成24年	84.5%(H19年)【-】	
							(職場における受動喫煙防止対策について、平成22年5月に検討会の報告書がとりまとめられたところであり、これを踏まえ、現在、労働政策審議会安全衛生分科会において、本対策のあり方について議論を開始したところである。そのため指標については、その結果を踏まえ決定。)			
					<施策小目標に係る指標>					
3 職業性疾患の予防対策の充実を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 MSDS・表示対象物質の拡大(政令改正) 一酸化炭素中毒予防対策 化学物質のリスク評価の推進(行政検討会等) リスク評価結果に基づく政省令改正 職場における化学物質のリスク評価推進事業 化学物質管理支援事業 化学物質の長期吸入試験等事業 ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業 振動レベルの表示周知及び作業管理者の育成対策 じん肺有所見者に対する教育指針の普及定着事業 林業巡回特殊健康診断事業 特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施委託費 石綿の製造等禁止の猶予製品に関する政令改正 	化学物質に係る業務上疾病者数	平成19年と比して減少させること/平成21年・22年	191人(H21年)【74%】						
		じん肺新規有所見者数	平成19年と比して減少させること/平成21年・22年	233人(H21年)【88.3%】						
<施策小目標に係る指標>										
4 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策	<ul style="list-style-type: none"> 「危険性又は有害性の調査等」の実施の促進 重篤な労働災害発生事業場等に対する危険性・有害性等の調査等の指導の実施 	製造業等特に安全管理を要する業種の事業場における「危険性又は有害性等の調査等」の実施率 ※化学物質に関する調査等を除く。	平成20年度と比して増加させること/平成21,22年度	37.5%(21年度)【106%】						
		事業場における化学物質に関する「危険性又は有害性等の調査等」の実施率	平成21年度と比して増加させること/平成22年度	30.3%(21年度)【94.1%】						
評価予定表				19	20	21	22	23	備考 (注)第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日公示)より	
				実績 総合 (総合PIを含む) 【前】	モニ	実績	実績	モニ		

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(1)				別表1-1			
事業評価シート									
予算事業名		機械包括安全指針に基づく機械の使用上の情報の提供促進事業			事業開始年度		平成19年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部安全課(課長 田中正晴)							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		労働安全衛生法第3条2項、第28条の2第1項 労働安全衛生規則第24条の11 第1項第2号							
関係する通知、計画等		機械の包括的な安全基準に関する指針(平成19年度7月31日基発第0731001号) 第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)							
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (目)労働災害防止対策事業委託費							
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施							
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 企画競争(委託先等:中央労働災害防止協会)							
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)							
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	26/109	常勤役員数	4/4	非常勤役員数	22/105	監事等	1/2	
	職員総数	432	内、官庁OB	17	役員報酬総額	70,223千円	官庁OB役員 報酬総額	63,538千円	
	積立金等の額	5,492,453千円	内訳	引当金3,869,261千円 基本金1,623,192千円		今後の 活用計画	(引当金) 役職員の退職金の支払に充てる 予定 (基本金) 今後の事業活動において必要な 資金		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	機械包括安全指針の普及状況及び指針に基づく措置の実施状況等について実態調査を行い、その課題の抽出及び対策について検討を行うことにより、機械包括安全指針に基づき対策を講じた機械設備に係る表示制度、使用上の情報提供の実施を促進し、より安全性の高い機械設備の普及を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	機械メーカーと機械ユーザーの双方。 (ただし、機械包括安全指針普及の観点から、機械メーカーが主である)							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備に係る表示制度、情報提供等の促進に係る検討(学識経験者等による検討会を開催する) 機械包括安全指針の実施状況等の実態調査(アンケート、ヒヤリング等による調査) マニュアル作成(機械メーカー用リスクアセスメントの具体的な進め方マニュアル作成) 							
コスト	平成22年度予算額				人件費				
	事業費	14 百万円			}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	0 百万円				担当正職員	0 千円	0	人
総計	14 百万円			臨時職員他		0 千円	0	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	-							
	H19(決算上の不用額)	-							
	H20(決算額)	17							
	H20(決算上の不用額)	5							
	H21(予算(補正込))	13							
	H21(決算見込)	10							
H22予算	14								
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 13百万円								

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(1)			別表1-1	
事業評価シート						
予算事業名		機械包括安全指針に基づく機械の使用上の情報の提供促進事業		事業開始年度	平成19年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部安全課(課長 田中正晴)				
事業/制度の 必要性		機械災害は労働災害の約3割を占めており後遺症が残る重篤な災害も多い。機械災害を防止するには、機械メーカー及び機械ユーザーの双方が機械の危険・有害要因を特定してそれが要因となって発生するおそれのある労働災害のリスクを評価しリスク低減措置を講じることが重要である。しかしながら、機械に関する危険情報の不足から、機械ユーザーが適切なリスクアセスメントを行うことができず十分な防護方策を講じることができない場合は、機械災害を発生させてしまうおそれがある。このため、機械ユーザーに機械の危険情報を適切に提供するよう機械メーカーを促し、労働災害の防止を図る必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		特になし				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		本事業による成果物			機械安全化の改善事例集	機械設備のリスクアセスメントマニュアル(機械制津美製造者用)
	予算執行率	%	—	74	74	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		機械のリスクアセスメント導入状況	%			74
		機械包括安全指針の認知度	%	—	—	84
		機械設備による労働災害件数(平成19年度と比して減少させること/毎年度)【平成19年度比】	人	34,679	33,762 【96%】	28,073 【81%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)		機械による労働災害は平成19年の34,679件から平成21年の28,073件と減少しており、また、機械メーカーの「包括指針」について認知度は、平成17年の61%から平成19年の84%に増加していることから、一定の成果を上げているものと思われる。また、事業において検討してきた機械の危険提供の提供方策については、厚生労働省において「機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会」を開催しこれまでの議論をさらに醸成させ、その結果を労働政策審議会に諮ることになっている。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	機械災害は労働災害の約3割を占めており後遺症が残る重篤な災害も多いことから、その防止対策は行政の喫緊の課題であるが、機械のリスクアセスメントを促進させる上では、機械設計等の技術者の理解やリスクアセスメントを適切に進められる人材の育成等が必要との意見が多いことから、機械災害要因のデータベースの作成や機械メーカーやユーザーにおける人材育成のための研修会等の支援を行うことを検討している。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		EU諸国では、機械メーカーは機械指令に基づきCEマーキング(いわゆる表示制度)がなされた機械でなければ流通させることができず、CEマーキングを行うには機械のリスクアセスメントを適切に実施し、許容可能な程度までリスクを低減させることが要件になっている。				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		特になし				

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(2)		別表1-2				
事業評価シート								
予算事業名		建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業		事業開始年度		平成6年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（室長 田中敏章）						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		労働安全衛生法第106条						
関係する通知、計画等		第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）						
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (目)労働災害防止対策事業委託費						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 企画競争（委託先等：建設業労働災害防止協会）						
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	5人/79人	常勤役員数	2人/2人	非常勤役員数	3人/77人	監事等	1人/4人
	職員総数	62人	内、官庁OB	15人	役員報酬総額	28,060千円	官庁OB役員 報酬総額	28,060千円
	積立金等の額	2,678,225千円	内訳	引当金432,700千円 基本金2,245,525千円	今後の 活用計画	(引当金) 役職員の退職金の支払に充てる 予定 (基本金) 今後の事業活動において必要な 資金		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	全産業の死亡災害の約3割を占め、今もなお1年間に371名の方が亡くなっている建設業の労働災害を防止するには、建設業の死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害を減少させるとともに、元請となる総合建設工事事業者と工事を直接施行する専門工事業者の双方の安全管理能力を高める必要がある。						
	対象 (誰/何を対象に)	中小規模建設業者（完成工事高ランキングが概ね150位以下である中小総合工事業者及び9割以上が労働数50人未満の中小零細企業である専門工事業者を対象）						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	①建築工事墜落防止対策推進事業（建物の梁、母屋） ビル建築工事及び木造住宅建築工事の中小規模の工事業者等を対象として手すり先行工法の導入についての技術的指導・支援、低層住宅建築工事を施工する工事業者を対象として足場先行ガイドラインに基づく措置についての技術的指導・支援を実施。 ②専門工事業者安全管理活動等促進事業（鉄骨工・板金工・サッシ工・建具工・煉瓦積工・ガラス工・内装工・トンネル工） 専門工事業者が、作業現場にある様々な危険・有害要因を特定し当該要因によって発生するおそれのある労働災害のリスクを評価して安全衛生計画を作成・運用できるよう、専門工事業者別のリスクアセスメントの標準モデルを作成し、これらの教材を使用して研修会、個別指導等を実施。 ③中小地場ゼネコン指導力向上事業 中小地場ゼネコンの元請事業者としての自主的安全衛生管理能力の向上と関係請負人に対する安全衛生管理の指導力の向上を図るために現場所長及び店社安全衛生担当者に対する研修会を実施。 ④安全優良職長ネットワーク事業 作業現場の安全管理のキーマンである職長のうち、安全衛生活動が特に顕著である者を「安全優良職長」顕彰候補として厚生労働省に推薦するとともに、厚生労働省が顕彰した者に対し作業現場での安全衛生活動を一層強力に進めていただくために研修会を実施。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	403 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員 員数)	従事職員数		
	人件費	36 百万円		担当正職員	0.9 千円	4	人	
総計	439 百万円	臨時職員他		0 千円	0	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	597,683,892						
	H19(決算上の不用額)	104,732,088						
	H20(決算額)	594,928,156						
	H20(決算上の不用額)	77,438,844						
	H21(予算(補正込))	618,168,000						
	H21(決算見込)	531,597,507						
H22予算	441,125,000							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費：4.4億							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(2)		別表1-2		
事業評価シート						
予算事業名		建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業		事業開始年度	平成6年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（室長 田中敏章）				
事業/制度の 必要性		建設業においては、墜落・転落災害が多発していること、重層下請構造のもとに下請事業者が専門工事ごとに細分化されていること、中小地場ゼネコンにおいて十分な安全管理のノウハウを有していないことなどを背景として全産業の死亡災害の約3分の1を占めている。建設業における死亡災害を防止するためには、約4割を占める墜落・転落災害を減少させるとともに、元請となる中小地場ゼネコンと工事を直接施行する専門工事業者の双方の安全管理能力を高める必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		特になし				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会の実施	回	103	106	85
		② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールの実施	箇所	753	864	987
	③ 手すり先行工法による工事实施のための総合的支援	箇所	45	221	199	
予算執行率			%	92	64	63
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績 <small>目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。</small>	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		建設業における墜落・転落による死者数 (平成19年と比較して減少させること/毎年度)	人	271 (-)	172 (83%)	147 (71%)
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)		墜落・転落災害が順調に減少していることから、建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業については有効な役割を果たしていると考えられる。また、専門工事業者を対象とした危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会の実施等により、実施した事業場の約8割で労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じており、建設業における死亡災害についても着実に減少している。				
今後 の 方向 性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	事業内容を緊急性の高い「墜落・転落災害の防止」対策に重点化し、縮減を図る。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		特になし				
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)		平成22年度の要求においては、事業の効率的な運営について見直しを行い、平成21年度予算額と比して、7割の要求とした。				

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(3)				別表2-1			
事業評価シート									
予算事業名		メンタルヘルス対策支援センター事業			事業開始年度		平成20年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部労働衛生課（労働衛生課長 鈴木 幸雄）							
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		特になし							
関係する通知、計画等		第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日厚生労働大臣策定） 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号）							
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (目)労働災害防止対策事業委託費							
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施							
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 企画競争（委託先等：（独）労働者健康福祉機構）							
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）							
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/7	常勤役員数	2/6	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2	
	職員総数	14,251	内、官庁OB	2	役員報酬総額	95,264千円	官庁OB役員 報酬総額	42,792千円	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画				
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	専門家による個別事業場への訪問支援の実施、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者等)等からの相談への対応等を実施することにより、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見と適切な対応、休業者の職場復帰に至るまで事業者の活動を総合的に支援し、職場のメンタルヘルス対策の促進を図ることを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、産業医等の産業保健関係者、人事労務担当者等							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置し、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰まで職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援する。							
コスト	平成22年度予算額				人件費				
	事業費	494 百万円			}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	0 百万円				担当正職員	0 千円	0	人
	総計	494 百万円				臨時職員他	0 千円	0	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	-							
	H19(決算上の不用額)	-							
	H20(決算額)	58							
	H20(決算上の不用額)	0							
	H21(予算(補正込))	470							
	H21(決算見込)	468							
	H22予算	494							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 494百万円								

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(3)		別表2-1		
事業評価シート						
予算事業名		メンタルヘルス対策支援センター事業		事業開始年度	平成20年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部労働衛生課（労働衛生課長 鈴木 幸雄）				
事業/制度の 必要性		<p>職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加している。また、自殺者は12年連続3万人を突破しているが、そのうち約3割が労働者となっており、職場のメンタルヘルス対策は極めて重要な課題となっている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は33.6%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。</p> <p>メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)が多く、事業場に対するメンタルヘルス対策に関する情報提供や、個別の事業場に対する専門家による指導は喫緊の課題である。</p>				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		地域の自殺対策を実施している自治体や保健所等と連携を図っている。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数 ※平成21年度より実施	件	—	—	8,444
		メンタルヘルス対策に関する事業場からの相談および事業場への情報提供件数 ※平成21年度より実施	件	—	—	12,170
	予算執行率		%			99.6
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合（50%/H24年度）※5年に一度の調査のためH19年度の数値のみ。	%	33.6 【—】	—	—
		本事業を利用した結果、有効、有用であったと回答した利用者の割合（目標81%以上）	%	—	—	94.7 【116.9】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		本事業を利用した結果、有効、有用であったと回答した利用者の割合は94.7%となっており、職場のメンタルヘルス対策の促進に一定の効果があったものと考えられる。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	自殺防止、メンタルヘルス対策に関する関心は高まっており、職場のメンタルヘルス対策は喫緊の課題である。今後は事業者のニーズを踏まえて、専門家の充実を図るなど事業の強化を行うこととしている。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		特になし				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		特になし				

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(4)		別表2-2				
事業評価シート								
予算事業名		メンタルヘルス・ポータルサイト事業		事業開始年度		平成21年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部労働衛生課（労働衛生課長 鈴木 幸雄）						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		特になし						
関係する通知、計画等		第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日厚生労働大臣策定） 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号）						
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (目)労働災害防止対策事業委託費						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 企画競争（委託先等：（財）産業医学振興財団）						
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	0/8	常勤役員数	0/0	非常勤役員数	0/7	監事等	0/1
	職員総数	16	内、官庁OB	7	役員報酬総額	4,800千円	官庁OB役員 報酬総額	0
	積立金等の額	347,548千円	内訳	産業医学研究助成基金 175,960千円 産業医学振興助成基金 90,038千円 産業医学運用基金 81,550千円		今後の 活用計画	無し ※使途限定につき理事会承認必要	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	メンタルヘルスに関する様々な情報を提供し、職場のメンタルヘルス対策を促進することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	65 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	0 千円	0	人	
総計	65 百万円	臨時職員他		0 千円	0	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	-						
	H19(決算上の不用額)	-						
	H20(決算額)	-						
	H20(決算上の不用額)	-						
	H21(予算(補正込))	74						
	H21(決算見込)	74						
H22予算	65							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 65百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(4)		別表2-2		
事業評価シート						
予算事業名		メンタルヘルス・ポータルサイト事業		事業開始年度	平成21年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部労働衛生課（労働衛生課長 鈴木 幸雄）				
事業/制度の 必要性		昨今の職場のメンタルヘルスに関する状況を見ると、精神障害等に係る労災請求・決定件数は増加傾向にある。また、我が国における自殺者数は12年連続で3万人を突破し、このうち約3割が被雇用者・勤め人となっている。一方、事業場における心の健康対策の取り組み状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約3割にとどまっている。また、取組を行っていない事業場においては、その理由として「取り組み方が分からない」としている。そのため、これら事業者のニーズに対応して、メンタルヘルスに関する様々な情報を提供し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行う必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		内閣府、メンタルヘルス対策支援センターなどと連携を図っている。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		メンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数	件	—	—	153,608
	予算執行率		%	—	—	91.1
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合（50%／H24年度）※5年に一度の調査のためH19年度の 数値のみ。	%	33.6 【—】	—	—
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		アウトカム指標については、H19年度以降最新の数値が得られていないため、現時点で評価を行うことは困難であるが、メンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数については、3月に行われた「自殺対策強化月間」において、内閣府や民間企業と連携した取組を行った結果、アクセス数の目標10万件に対し、実績では約15万件【達成率154%】と当初の目標を大幅に上回る結果を得ており、職場のメンタルヘルス対策の促進に一定の効果があつたと考えられる。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	見やすい、分かりやすいサイトを目指してコンテンツの充実を図ることとしている。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		特になし				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		特になし				

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－２－１－（５）		別表２－３		
事業評価シート						
予算事業名		地域産業保健センターの整備事業		事業開始年度	平成5年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部労働衛生課（労働衛生課長 鈴木 幸雄）				
事業/制度の 必要性		職業性疾病、過重労働による健康障害等の防止等労働者に対する健康確保対策の充実が重要な課題となっており、特に産業保健スタッフ等の人材の確保等が不十分な小規模事業場においては支援が不可欠である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		独立行政法人労働者健康福祉機構が、産業保健推進センター業務を行っている。				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		地域産業保健センターは、産業医、衛生管理者の選任義務のない労働者数50人未満の事業場の事業者及び労働者に対して、健康相談、産業保健指導等の産業保健サービスを行う。一方、産業保健推進センターは、産業医、衛生管理者の選任義務のある労働者数50人以上の事業場の産業保健関係者及び地域産業保健センターに対して、産業保健分野全般にわたり相談、研修、情報提供、事業主セミナー、調査研究等の業務を行う。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		健康相談窓口の利用者数	人	79,304	80,911	85,086
	予算執行率		%	97%	100%	100%
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		定期健康診断等の有所見者に対し事後措置を実施した事業所割合（H19年度と比して増加させること／H24年度）※5年に一度の調査のためH19年度の数値のみ。	%	84.5 【－】	－	－
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウト プット指標に言及)		アウトカム指標については、H19年度以降最新の数値が得られていないため、現時点で評価を行うことは困難であるが、アウトプット指標については、地域の医療機関における相談窓口を拡大したこと等により、21年度目標を上回っており、地域産業保健センターの周知・利用が図られているものと考えられる。				
今後 の 方向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	産業保健情報の提供業務を廃止し、課題のある個別事業場（50人未満）への指導業務に重点化する方向で見直し中である。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		特になし				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		類似事業（産業保健推進センター事業）の省内事業仕分け及び行政刷新会議事業仕分けの結果を踏まえ、現在産業保健推進センター業務と併せて、見直し中である。				

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(6)				別表3-1			
事業評価シート									
予算事業名		じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発事業			事業開始年度		平成9年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部労働衛生課（労働衛生課長 鈴木 幸雄）							
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		特になし							
関係する通知、計画等		じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン							
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (目)労働災害防止対策事業委託費							
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施							
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：中央労働災害防止協会）一般競争入札（最低価格落札方式）にて調達予定							
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）							
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	26/109	常勤役員数	4/4	非常勤役員数	22/105	監事等	1/2	
	職員総数	432	内、官庁OB	17	役員報酬総額	70,223千円	官庁OB役員 報酬総額	63,538千円	
	積立金等の額	5,492,453千円	内訳	引当金3,869,261千円 基本金1,623,192千円		今後の 活用計画	(引当金) 役職員の退職金の支払に充てる 予定 (基本金) 今後の事業活動において必要な 資金		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発を行い、じん肺の健康管理対策の一層の推進を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	衛生管理者等の産業保健関係者							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	衛生管理者等に対する研修を実施し、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」の普及啓発を行う。							
コスト	平成22年度予算額				人件費				
	事業費	1 百万円			}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	1 百万円				担当正職員	0 千円	0	人
	総計	2 百万円				臨時職員他	350 千円	6	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	3							
	H19(決算上の不用額)	0							
	H20(決算額)	3							
	H20(決算上の不用額)	0							
	H21(予算(補正込))	3							
	H21(決算見込)	3							
H22予算	2								
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 2百万円								

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(6)			別表3-1		
事業評価シート							
予算事業名		じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発事業			事業開始年度		平成9年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部労働衛生課（労働衛生課長 鈴木 幸雄）					
事業/制度の 必要性		衛生管理者等の産業保健関係者に対してじん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発を行うことは、労働者のじん肺の健康管理対策の推進として必要不可欠である。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		特になし					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		研修受講者数（270人）	人	262	286	317	
	予算執行率		%	93.3	98.5	98	
アウト カム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		じん肺新規有所見者数の減少（平成19年度と比較して減少させること） ※より小さい値を得ることを目標としているため、100%以下で目標達成となる。	人	264 【-】	244 【92.4】	233 【88.3】	
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）		じん肺新規有所見者は平成19年度と比較して毎年減少しており、達成水準を満たしている。また、研修受講者数についても、目標の270人以上を達成している。					
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	じん肺の進行の防止と健康管理対策の一層の推進の観点から、衛生管理者等に対するじん肺についての教育を引き続き行うことが必要である。					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）		特になし					
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等）		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和35年 じん肺法制定 ・昭和54年 粉じん障害防止規則制定 ・平成8年 じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン制定 ・平成9年 じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発事業開始 					

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(7)		別表3-2				
事業評価シート								
予算事業名	職場における化学物質のリスク評価推進事業		事業開始年度	平成17年度				
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局安全衛生部化学物質対策課（化学物質対策課長 半田 有通）							
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生規則第95条の6							
関係する通知、計画等	第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）							
予算体系	(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (目)労働災害防止対策事業委託費							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：中央労働災害防止協会（企画競争））							
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	26/109	常勤役員数	4/4	非常勤役員数	22/105	監事等	1/2
	職員総数	432	内、官庁OB	17	役員報酬総額	70,223千円	官庁OB役員 報酬総額	63,538千円
	積立金等の額	5,492,453千円	内訳	引当金3,869,261千円 基本金1,623,192千円		今後の 活用計画	(引当金) 役職員の退職金の支払に充てる 予定 (基本金) 今後の事業活動において必要な 資金	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行う。 国においては、本事業の成果をもとに、リスクの高い化学物質において、特定化学物質障害予防規則等により規制を行うこととしている。						
	対象 (誰/何を対象に)	化学物質を取り扱う事業場						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	①労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害物ばく露作業報告（注）の対象物質として厚生労働大臣が告示する物質を取り扱う事業場において、ばく露実態調査を行うとともに、告示対象物質についてのばく露測定手法の検討を行う。 ②労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害性ばく露作業報告の対象物質として厚生労働大臣が告示する物質のうち、委託者が指示する物質について、有害性評価書を作成する。 (注) 告示で示された化学物質について、事業場における製造又は取扱い量が年間500kg以上である場合、当該化学物質の名称、用途、製造・取扱量、ばく露作業の種類等を報告することとされている。						
コスト	平成22年度予算		人件費					
	事業費	61 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	20 百万円		担当正職員	16,675 千円	1.6	人	
総計	81 百万円	臨時職員他		3,668 千円	1.1	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	68						
	H19(決算上の不用額)	4						
	H20(決算額)	84						
	H20(決算上の不用額)	13						
	H21(予算(補正込))	86						
	H21(決算見込)	86						
H22予算	81							
平成22年度予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 81百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(7)		別表3-2			
事業評価シート							
予算事業名		職場における化学物質のリスク評価推進事業		事業開始年度		平成17年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部化学物質対策課（化学物質対策課長 半田 有通）					
事業/制度の 必要性		職場で用いられる化学物質は約6万種類にも及んでおり、特定化学物質障害予防規則等で規制されている化学物質以外にも、海外で発がん性等の有害性が指摘されている化学物質がある。 このため、職場における化学物質のリスク評価を行い、リスクの高い化学物質については、特定化学物質障害予防規則等による規制を行い、労働者の健康障害を防止する必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		特になし					
アウトプット	活動実績		【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	平成21年度は、平成20年度にリスク評価（初期評価）を実施した20物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価（詳細リスク評価）を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示（H20.11改正）に定める20物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価（初期リスク評価）を実施する。				労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示（H19.11改正）に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が可能であったすべての物質（20物質）について初期リスク評価を終了した。		平成20年度にリスク評価（初期評価）を実施した20物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価（詳細リスク評価）を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示（H20.11改正）に定める20物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が可能であったすべての物質（6物質）について初期リスク評価を実施した。
	予算執行率			%	94	87	100
アウトカム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績		【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）		目標どおり初期評価、詳細リスク評価を実施してきている。 なお、本事業の成果に基づき、国においては、19年度にホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチル、20年度にニッケル化合物、砒素及びその化合物について特定化学物質障害予防規則等による規制を強化し、労働者の健康障害の防止を図っている。					
今後の 方向性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）		ばく露実態調査と有害性評価書に基づく化学物質のリスク評価を着実に推進し、その結果に基づく政省令改正も行っており、労働者の健康障害の防止に寄与していると考えられる。今後も引き続き実施していく必要があると考えられる。 なお、強い有害性が明らかになった物質、社会的に問題となった物質等について、緊急的・集中的にリスク評価を行うことも必要と考えられる。				
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）		（見直しの上） （見直しをせず）	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）		特になし					
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等）		本事業については、平成16年12月の労働政策審議会建議「今後の安全衛生対策について」において、「国は、未規制の有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生リスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要である。」と報告されたことを受け、平成17年度より実施しているものである。					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(8)				別表4-1		
事業評価シート								
予算事業名		化学物質管理支援事業			事業開始年度		平成12年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部化学物質対策課（化学物質対策課長 半田 有通）						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号						
関係する通知、計画等		第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）						
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (目)労働災害防止対策事業委託費						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 企画競争（委託先等：中央労働災害防止協会）						
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	26/109	常勤役員数	4/4	非常勤役員数	22/105	監事等	1/2
	職員総数	432	内、官庁OB	17	役員報酬総額	70,223千円	官庁OB役員 報酬総額	63,538千円
	積立金等の額	5,492,453千円	内訳	引当金3,869,261千円 基本金1,623,192千円		今後の 活用計画	(引当金) 役職員の退職金の支払に充てる 予定 (基本金) 今後の事業活動において必要な 資金	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	化学物質の自主的管理を促進し、化学物質による労働災害を防止する。						
	対象 (誰/何を対象に)	化学物質を取り扱う事業場						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<p>本事業では、事業者による化学物質の自主的管理を促進するため、化学物質のリスクアセスメント（危険性又は有害性の調査等）の普及や事業場の管理能力向上を目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質のGHS（化学品の分類及び表示に関する国連勧告）分類の実施及びGHSに対応したモデルMSDS（化学物質等安全データシート）（注）の作成 リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修（22年度はカリキュラム・教材開発） 化学物質リスクアセスメントの事例集作成等を行う。 <p>（注）MSDS（化学物質等安全データシート）：化学物質の危険性又は有害性、取扱い上の注意等を記した文書。</p>						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	71 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	65 百万円		担当正職員	27,294 千円	2.6	人	
総計	136 百万円	臨時職員他		38,108 千円	8.7	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	119						
	H19(決算上の不用額)	24						
	H20(決算額)	248						
	H20(決算上の不用額)	14						
	H21(予算(補正込))	205						
	H21(決算見込)	203						
H22予算	136							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 136百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(8)		別表4-1		
事業評価シート						
予算事業名		化学物質管理支援事業		事業開始年度	平成12年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部化学物質対策課（化学物質対策課長 半田 有通）				
事業/制度の 必要性		<p>職場で用いられる化学物質は約6万種類にも及んでおり、特定化学物質障害予防規則等で規制された約100物質に係る措置を遵守するのみならず、事業者が自主的な化学物質管理を推進することが、化学物質による労働災害を防止するために不可欠である。</p> <p>このため、第11次の労働災害防止計画に基づき、事業場における化学物質のリスクアセスメント（危険性又は有害性の調査等）の実施率を向上させることとしている。</p> <p>このリスクアセスメントに当たっては、事業場が、毒性、揮発性、引火性など化学物質ごとの危険有害性情報を入手できることが必要であるとともに、リスクアセスメントの取組手法を理解する必要がある。</p> <p>なお、労働安全衛生法第28条の2では、化学物質を扱う作業等における労働者の危険や健康障害に係るリスク評価を行い、それに基づき必要な措置を講じることが事業者の努力義務として定められている。</p>				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		GHS分類における環境有害性の分類については、環境省の委託事業による分類結果の提供を受けている。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		化学物質リスクアセスメントのモデル事業場 指導	事業場	—	46	45
		化学物質管理者研修受講者数	人	2,365	1,185	1,236
		GHS分類化学物質数（新規分類及び分類見直し）	物質	166	370	377
		GHS対応モデルMSDS（化学物質等安全データ シート）アクセス件数	千件	5,090	3,835	6,538
	予算執行率		%	82	84	100
アウト カム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加者の事業場が化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合（80%以上／19年度、90%以上／20年度・21年度）	%	85	80.2	73.8
		研修が有用・有効であったとする割合（90%以上／20年度・21年度）	%	—	99.0	92.3
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及）		<p>研修事業について、21年度は「リスクアセスメントに取り組む割合」が目標を達成しなかったものの、「取り組む予定なし」と回答した者の87%は取り組む必要性を感じていると回答している。</p> <p>このため、中小事業場においても簡易にリスクアセスメントに取り組むことのできる手法を開発・普及する必要がある。</p>				
今後の 方向性	見直しの方向性 （より効率的・効果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	本年度開催している「職場における化学物質管理の今後のあり方の検討会」の検討を踏まえ、23年度には、簡易にリスクアセスメントを行える手法（コントロール・バンディング）の開発・普及等を行う必要がある。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）		特になし				
特記事項 （事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等）		研修事業については、22年度はカリキュラム見直し及び教材作成のみを実施することとしている。				

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(9)						
事業評価シート								
予算事業名	中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業	事業開始年度	平成19年度					
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局安全衛生部安全課 (安全課長 田中 正晴)							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	労働安全衛生法第28条の2							
関係する通知、計画等	第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)							
予算体系	(項) 労働安全衛生対策費 (大事項) 労働安全衛生対策に必要な経費 (目) 労働災害防止対策事業委託費							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 企画競争(委託先等: (社)日本労働安全衛生コンサルタント会)							
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	0/21	常勤役員数	0/0	非常勤役員数	0/21	監事等	0/2
	職員総数	6	内、官庁OB	2	役員報酬総額	0	官庁OB役員 報酬総額	0
	積立金等の額	9,864千円	内訳	退職給付引当金	今後の 活用計画	将来の退職金支給に充てる		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場に対して、専門家による「危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)」の導入のための指導を実施する。						
	対象 (誰/何を対象に)	重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場で、リスクアセスメントの導入が必要な事業場						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	事業場の安全・衛生についての診断・指導を行う専門家である労働安全衛生コンサルタントが対象事業場に赴き、リスクアセスメントの導入に関する具体的な方法、改善措置を指導する。						
コスト	平成22年度概算要求額		人件費					
	事業費	96 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	0 千円	0	人	
	総計	96 百万円		臨時職員他	0 千円	0	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	106						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	114						
	H20(決算上の不用額)	0						
	H21(予算(補正込))	83						
	H21(決算見込)	73						
H22予算	96							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 96 百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-2-1-(9)				
事業評価シート						
予算事業名		中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業		事業開始年度	平成19年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部安全課（安全課長 田中 正晴）				
事業/制度の 必要性		中小規模事業場においては、リスクアセスメントの具体的な実施手法についてノウハウが十分でないことから、専門家による専門的・技術的な指導等の支援を行っていくことが必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特になし				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		特になし				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		指導事業場数	事業場	470	507	512
	予算執行率		%	100	100	100
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		事業場におけるリスクアセスメントの実施率 (21年度の実施率を20年度と比較して増加させる)	%	—	35.4	38.1
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		労働安全衛生コンサルタント等によるリスクアセスメント等の導入についての専門的・技術的な支援等を受けた事業場のうち、88.8%の事業場においてリスクアセスメントに取り組むとしており、事業が成果を挙げていると考えられる。しかしながら、リスクアセスメントの実施率は38%程度であり、一層の普及促進が必要である。特に、中小規模事業場においては、リスクアセスメントの具体的な実施手法についてノウハウが十分でないことから、引き続き、専門家による専門的・技術的な指導等の支援を行っていくことが必要である				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	第11次労働災害防止計画（平成20年度からの5カ年計画）において、期間中の目標としてリスクアセスメントの実施率を着実に向上させることとされていることから、引続き実施していく。なお、効率的・効果的な事業の観点から、これまでの事業実施により個別事業場への指導ノウハウが蓄積されてきていることから、企画競争から一般競争（最低価格落札方式）に変更して実施することを検討。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		特になし				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		平成21年度まで、業種別・作業別のリスクアセスメントの実施方法のマニュアルの作成、事業場のリスクアセスメント担当者等の人材養成のための研修会の実施等の事業を実施。				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載